

事業概要

1 実施主体

病院、有床診療所、無床診療所（公立、民間を問わない）

2 事業内容

患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

3 整備対象

遠隔医療（オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備。

ただし、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。

4 補助基準額

オンライン診療装置 8,250 千円

5 補助対象経費

遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費。

ただし、1 医療機関当たり購入費が 150 千円以上であること。

6 補助率

2 分の 1

7 補助金交付例

基準額と購入を希望する機器の見積額を比較し、以下のとおり算出します。

- ① 10,000 千円のオンライン診療装置を購入する場合
補助額 4,125 千円 (8,250 千円 × 1/2)
自己負担額 5,875 千円
- ② 7,000 千円のオンライン診療装置を購入する場合
補助額 3,500 千円 (7,000 千円 × 1/2)
自己負担額 3,500 千円

★注意★

- ① 上記補助額は、国からの内示率が 100%であった場合であり、国の内示率次第で補助金交付額が下がる可能性があります（自己負担額が増加します）。
- ② 購入を希望する機器に係る見積書を、2 者以上の業者から徴してください。
ただし、時間的制約等により困難な場合は、事前にご相談ください。
- ③ 機器購入にあたり、原則、県の入札規程に準じた一般競争入札を実施いただきます。特定の業者からの購入（随意契約）は、原則、認められません。

8 その他

(1) 遠隔医療を実施するに当たっては、以下を遵守すること。

① 「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001116015.pdf>)

② 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf>)

③ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>)

④ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000026080.pdf)

(2) 遠隔医療にかかる情報については、以下を参照すること。

① 遠隔医療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html)

② オンライン診療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html)

③ 医療分野のサイバーセキュリティ対策に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/cyber-security.html)